

## 長寿医療制度保険料と国民健康保険保険税の

# 年金からのお支払い(天引き)のお知らせです

### 長寿医療(後期高齢者医療)制度

#### 均等割額の減額

平成20年度にお支払いいただく保険料額の軽減措置が見直されました。(対象となる方は8月に変更決定通知書でお知らせしています。)

#### 軽減の内容

均等割額の保険料が7割軽減されている方は均等割額が12,477円から6千円になりました。これによりお支払い方法が次のように変わります。

4月から8月に保険料が年金から天引きになった方

原則10月から年金天引きされません

4月から8月に保険料が年金から天引きにならなかった方

原則減額された保険料額を、納付書等でお支払いいただきます

### 国民健康保険税

#### 支払い方法が年金からのお支払い(天引き)に替わる方がいます

次の条件に該当する方は10月から長寿医療(後期高齢者医療)の保険料が、年金からのお支払いに替わります。(対象となる方は7月に保険料額決定通知書でお知らせしています。)

① 被用者保険の被保険者であった方  
納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに替わります。

② 被用者保険の被扶養者であった方  
初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月から本来の保険料額の9割が軽減され、1割(2千円)をご負担いただきます。

#### 国民健康保険税の

#### 特別徴収(年金天引き)が始まります

10月から、世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、国民健康保険税が年金からのお支払い(天引き)に替わります。(対象となる方は7月に特別徴収税額の通知書でお知らせしています。)

※ 年金天引きから口座振替への支払い変更申出をされた方は除きます。

ただし、次のいずれかに該当する方は長寿医療(後期高齢者医療)制度保険料と国民健康保険税を年金からのお支払いではなく、納付書等でお支払いとなります。

① 年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方

② 介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料または国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超える方

年金からのお支払いについてくわしくは健康福祉課または税務課へお問い合わせください

#### 長寿医療制度について

健康福祉課 (すこやか)  
TEL 66-5522、FAX 66-5523

#### 国民健康保険税について

税務課 (法勝寺庁舎)  
TEL 66-4802、FAX 66-4426

